

○沼津市交通安全対策会議条例

昭和46年3月31日条例第14号

改正

昭和48年12月20日条例第37号

昭和62年7月27日条例第25号

平成18年6月27日条例第17号

平成23年3月18日条例第3号

平成28年3月25日条例第25号

沼津市交通安全対策会議条例

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号。以下「法」という。)第18条第1項の規定に基づき、沼津市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第26条第1項の規定により沼津市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 対策会議は、会長及び委員15人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 静岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 駿東伊豆消防組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長の部内の職員のうちから市長が指名する者
 - (6) 教育長

(特別委員)

第4条 対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があると認めるときは、特別委員若干人を置くことができる。

- 2 特別委員は、中日本高速道路株式会社、東海旅客鉄道株式会社、その他の陸上交通に関する事業を営む団体の役員又は職員のうちから市長が任命する。
- 3 特別委員は、その特別の事項が対策会議において審議されている間在職する。

(幹事)

第5条 対策会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 委員の属する機関の職員のうちから市長が任命又は指名する者
 - (2) 特別委員の属する団体の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- 3 幹事は、対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、企画部において処理する。

(議事等)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年12月20日条例第37号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和49年1月規則第6号で同49年1月10日から施行)

付 則 (昭和62年7月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年6月27日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年3月18日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月25日条例第25号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。